

## 住民基本台帳カードの交付 手数料が無料になります

平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間、住民基本台帳カードの交付手数料500円が無料になります。

これは、電子政府・電子自治体の構築のため、国により交付手数料の財政措置（3年間）が行われることによるものです。

### カードの申請発行

市民課（高瀬庁舎）

### 申請時に必要なもの

- ・印鑑・本人確認ができる運転免許証など
  - ・顔写真付の場合は、顔写真（35cm×45cm・カラー、白黒どちらでも可・6カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景のもの）を持参してください。
- 公的個人認証申請については、従来どおり500円が必要です。

問い合わせ

市民課 73・3005



見本

## 児童扶養手当制度

児童扶養手当は、離婚・死亡等により父がいない児童や、父が重度の障がいのある状態にある児童を育てている母または養育者に対して、その児童が18歳になった年度末障がいがある場合は20歳未満まで支給されます。

### 支給対象

- ・父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ・父が死亡した児童
- ・父が重度の障がいの状態にある児童
- ・父の生死が明らかでない児童
- ・父に1年以上遺棄されている児童
- ・父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・すて子などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

### 手当が支給されない場合

- ・児童や母または養育者が、公的年金や遺族補償等を受けているとき
  - ・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
  - ・児童が障がいを有する父に支給される公的年金の加算の対象となっていないとき
  - ・児童や母または養育者が日本国内に住んでいないとき
  - ・母親が婚姻（事実婚含む）しているとき
  - ・児童が父親と生計を同じくしているとき
- 平成15年3月31日以前に支給要件に該当してから5年を経過しているとき

### 手当額（月額）

対象人数	全部支給	一部支給
1人	41,20円	41,20円～9,880円
2人	46,20円	46,70円～14,850円

3人目以降は、3,000円ずつ加算されます。一部支給額は、所得により10円単位で減額されます。所得により手当の全部の支給が停止される場合があります。

問い合わせ

子育て支援課 73・3016

## 市営住宅の入居者募集

### 申し込みができる人

- （次の条件をすべて備えている人）
- ・市内に住所または勤務場所を有する人
- ・同居の親族が、同居しようとする親族がいる人
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな人

入居される人の所得に応じて決定します

市町村税等を滞納していない人  
世帯の月額所得が基準の範囲内であること。

申込者または同居親族が暴力団員でないこと。

（注）一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。

### 必要書類

住宅課または高瀬事業課・各支所事業課までお問い合わせください。

### 入居の決定

入居者選考委員会により選考し、決定されます。

### 入居予定

平成20年5月上旬

### 申し込み期間

入居希望者は、4月1日（火）から15日（火）の午前8時30分から午後5時（土、日は除く）までに、必要書類を持って住宅課または高瀬事業課・各支所事業課までお申し込みください。なお、申し込み期間以外の受付は一切いたしませんので、ご注意ください。

問い合わせ 住宅課

62・1131